

## 【別紙3】 契約期間の定めに係る変更内容

### 1. 変更対象プランおよび変更内容

項目	対象プラン	改定前（～2026/3/31）	改定後（2026/4/1～）
契約期間の終期	<高圧および特別高圧> 市場連動プラン ハイブリッドプラン ハイブリッドプランA	料金適用開始の日以降1年目の日まで	料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として11ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日まで
	<低圧法人用> 低圧法人プラン ※2023年10月31日以前にお申込み	料金適用開始の日以降3年目の日まで	料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として35ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日まで
最低利用期間の終期	<低圧法人用> 低圧法人プラン ※2023年11月1日以降にお申込み	料金適用開始の日から起算して3年間	料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として35ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日
	<低圧家庭用> GREEN ホーム GREEN ホームファミリープラン GREEN ホームオールでんか	料金適用開始の日から起算して1年間	料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として11ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日

### 2. 変更の目的

上記の通り、当社は現在、料金適用開始の日を起算とした年間単位での契約期間および最低利用期間の終期（以下、契約満了日という）を定めておりますが、この場合、一部のお客さまにおかれまして、電気のご使用期間と契約期間が一致しないケースがございます。

今回の変更により、契約満了日を「検針日または計量日の前日（料金算定の区切り）」に統一することで、電気のご使用期間と契約期間を一致させることを目的としております。

### 3. 契約期間が変更となるお客さま

本変更により契約期間が変更となるお客さまは、変更対象プランをご契約中のお客さまのうち、お客さまごとに定められた検針日または計量日以外の日に電気を使い始めたお客さまに限りです。\*  
また、本変更により契約期間が従来より長くなることはございません。

※高圧および特別高圧の場合は「新設」、低圧の場合は「再点」のお客さまが主となります。

検針日または計量日にあわせて当社へ契約先を切り替えたお客さまは影響ございません。

### 4. よくあるご質問（FAQ）

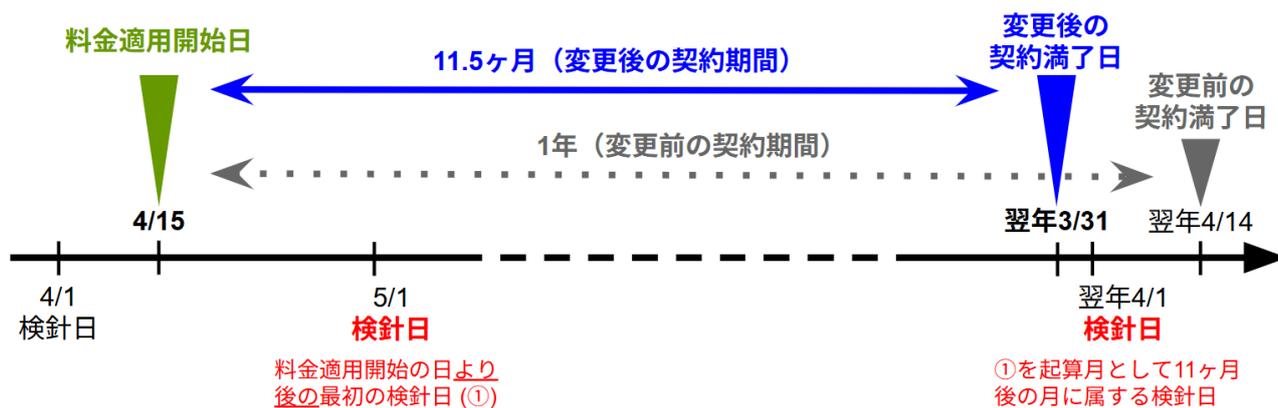
Q. 契約期間が短くなることで、解約違約金や割引等に影響はありますか？

A. いいえ、契約期間が短縮されることによりお客さまに不利益が生じることはございません。

Q. 契約更新後（2年目以降）はどうなりますか？

A. 契約更新後は、「検針日または計量日から翌年検針日または計量日の前日まで」のサイクルとなります。これにより、毎月の検針日または計量日とご契約の区切りが完全に一致いたします。

## 5. 具体例（検針日が1日のお客さまが検針日以外の日に電気を使い始めた場合）



## 6. 本件に対するお問い合わせ先

株式会社 U-POWER カスタマーセンター

HP からのお問い合わせ：[お問い合わせフォーム](#)

お電話でのお問い合わせ：0120-844-816（10:00-18:00/土曜・日曜・祝祭日除く）